

改正 平成26年11月12日 原規技発第1411122号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の一部を次のように改正する。

平成26年11月12日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成26年11月12日から施行する。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号 原子力規制委員会決定）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）
第 1 条～第 7 7 条 （略）	第 1 条～第 7 7 条 （略）
別記 一覧 別記－ 1～別記－ 7 （略）	別記 一覧 別記－ 1～別記－ 7 （略）
(略) 別記－ 1	(略) 別記－ 1
<p>別記－ 2</p> <p>日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって</p> <p>1. 「設計・建設規格 2005 (2007)」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第 1 7 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 1 2 号まで及び第 1 4 号において、「<u>設計・建設規格 2005 (2007)</u>」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005 年版「管の設計」(管継手、フランジ) の J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-003)」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005 年版付録材料図表 J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-004)」を適用するに当たっては、同規格の規定と同規則第 1 7 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 1 2 号まで及び第 1 4 号の規定との対応関係は別表－ 1－ 1 に掲げるところによる。</p> <p><u>ただし、PVE-2332 において、「次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するときは」とあるのは「次の(1)及び(2)、又は(1)及び(3)のいずれかに該当するときは」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>また、設計・建設規格の次に掲げる補強を要しない穴の規定等において「64mm」とあるのは「61mm」と読み替えるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC-3150 (2) a. (クラス 2 容器の胴に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定) ・ PVC-3230 (2) a. (a) (クラス 2 容器の鏡板に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定) ・ PVD-3122 (1) (クラス 3 容器の胴の補強を要しない穴の規定) ・ PVD-3212 (1) a. (クラス 3 容器の鏡板の補強を要しない穴の規定) ・ PVE-3260 (5) (クラス MC 容器の胴に穴を設ける場合の規定) ・ PPC-3422 (1) (クラス 2 配管の穴の補強の適用条件) ・ PPD-3422 (1) (クラス 3 配管の穴の補強の適用条件) 	<p>別記－ 2</p> <p>日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって</p> <p>1. 「設計・建設規格 2005 (2007)」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第 1 7 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 1 2 号まで及び第 1 4 号において、<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版 (2007 年追補版を含む)) (JSME S NC1-2005/2007)」並びに【事例規格】「設計・建設規格 2005 年版「管の設計」(管継手、フランジ) の J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-003)」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005 年版付録材料図表 J I S 規格年版の読替規程 (NC-CC-004)」を適用するに当たっては、同規格の規定と同規則第 1 7 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 1 2 号まで及び第 1 4 号の規定との対応関係は別表－ 1－ 1 に掲げるところによる。</u></p> <p><u>ただし、設計・建設規格の次に掲げる補強を要しない穴の規定等において「64mm」とあるのは「61mm」と読み替えるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PVC-3150 (2) a. (クラス 2 容器の胴に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定) ・ PVC-3230 (2) a. (a) (クラス 2 容器の鏡板に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定) ・ PVD-3122 (1) (クラス 3 容器の胴の補強を要しない穴の規定) ・ PVD-3212 (1) a. (クラス 3 容器の鏡板の補強を要しない穴の規定) ・ PVE-3260 (5) (クラス MC 容器の胴に穴を設ける場合の規定) ・ PPC-3422 (1) (クラス 2 配管の穴の補強の適用条件) ・ PPD-3422 (1) (クラス 3 配管の穴の補強の適用条件)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）
<p>2. 「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号において、「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」を適用するに当たっては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号及び第 15 号の規定と本規格の規定との対応関係は別表－1－2 に掲げるところによる。</p> <p><u>ただし、PVE-2332 については、「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版 (2013 年追補含む)) (第 I 編 軽水炉規格) (JSME S NC1-2012/2013) 正誤表」(平成 26 年 9 月 1 日付け)により訂正されたものを適用するものとする。</u></p> <p>(1) 「設計・建設規格 2012」</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 「JEAC4601-2008 「原子力発電所耐震設計技術規程」」は、「JEAG4601・補-1984 「原子力発電所耐震設計技術指針」と読み替えて、設置許可基準規則解釈別記 2 を適用するものとする。なお、「JEAG4601・補-1984 「原子力発電所耐震設計技術指針」にある「昭和 55 年通商産業省告示第 501 号」は、「設計・建設規格 2012 年版及び材料規格 2012 年版」と読み替えるものとする。</p> <p>(iii) ～ (vi) (略)</p> <p>(2) 「材料規格 2012」 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次に掲げる材料の許容引張応力 (S 値) については、「設計・建設規格 2005 (2007)」付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(iii) ～ (iv) (略)</p>	<p>2. 「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号、第 15 号において、<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) (JSME S NC1-2012)」(以下「設計・建設規格 2012」という。)</u>及び「<u>発電用原子力設備規格 材料規格 (2012 年版) (JSME S NJ1-2012)」(以下「材料規格 2012」という。)</u>を適用するに当たっては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、技術基準規則第 17 条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 12 号まで、第 14 号、第 15 号の規定と本規格の規定との対応関係は別表－1－2 に掲げるところによる。</p> <p>(1) 設計・建設規格 2012</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 「JEAC4601-2008 「原子力発電所耐震設計技術規程」」は、「JEAG4601・補-1984 「原子力発電所耐震設計技術指針」と読み替えて、設置許可基準規則解釈別記 2 を適用するものとする。なお、「JEAG4601・補-1984 「原子力発電所耐震設計技術指針」にある「昭和 55 年通商産業省告示第 501 号」は、「設計・建設規格 2012 年版及び材料規格 2012 年版」と読み替えるものとする。</p> <p>(iii) ～ (vi) (略)</p> <p>(2) 材料規格 2012 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次に掲げる材料の許容引張応力 (S 値) については、設計・建設規格 2005 <u>年版 (2007 年版)</u> 付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(iii) ～ (iv) (略)</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正）

別表－１－１

注記
 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号（末尾が00,000のもの）は適用される。
 ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は（ ）で限定。

規則と日本機械学会「設計・建設規格」（2005年改訂版又は2007年追補版）との対応表

規則第17条	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2005年改訂版又は2007年追補版）							
	第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持 構造物 (CSS)
2000番台： 引張試験 3000番台： 破壊靱性 試験	2000番台： 垂直UT 3000番台： 斜角UT 4000番台： RT 5000番台： ECT 6000番台： MT 7000番台： PT	2000番台： 材料 3000番台： 設計 4000番台： 製造	2000番台： 材料 3000番台： 設計 4000番台： 製造	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計
第1号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)							
ロ クラス1 容器に使用する 材料にあつては、 当該容器が使用さ れる圧力、温度、 放射線、荷重 その他の使用 条件に対して 適切な破壊じん 性を有する ことを機械試験 その他の評価 方法により 確認したもので あること。	GTM- 3110, 3220～ 3360	(対象外)	PVB- 2310, 2320, 2330 (2331～ 2332.1)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
ハ (略) ニ (略)	(略)							
第2号 (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）

別表－１－１

注記
 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号（末尾が00,000のもの）は適用される。
 ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は（ ）で限定。

規則と日本機械学会「設計・建設規格」（2005年改訂版又は2007年追補版）との対応表

規則第17条	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2005年改訂版又は2007年追補版）							
	第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持 構造物 (CSS)
2000番台： 引張試験 3000番台： 破壊靱性 試験	2000番台： 垂直UT 3000番台： 斜角UT 4000番台： RT 5000番台： ECT 6000番台： MT 7000番台： PT	2000番台： 材料 3000番台： 設計 4000番台： 製造	2000番台： 材料 3000番台： 設計 4000番台： 製造	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計	2000番台： 材料 3000番台： 設計
第1号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)							
ロ クラス1 容器に使用する 材料にあつては、 当該容器が使用さ れる圧力、温度、 放射線、荷重 その他の使用 条件に対して 適切な破壊じん 性を有する ことを機械試験 その他の評価 方法により 確認したもので あること。	GTM- 3110, 3220～ 3360	(対象外)	PVB- 2310, 2320, 2330 (2331～ 2332.1, 2331.1, 2331.2)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
ハ (略) ニ (略)	(略)							
第2号 (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (改正)									実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (現行)								
イ クラス2 機器又はクラ ス2支持構造 物が、その使 用される圧 力、温度、荷 重その他の使 用条件に対 して適切な機 械的強度及び 化学的成分を 有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVC- 2110、 2120、 2210	PPC- 2120、 2170、 2220	PMC-2110、 2120	VVC-2110、 2120	SSC-2110、 2120	(対象外)	イ クラス2 機器又はクラ ス2支持構造 物が、その使 用される圧 力、温度、荷 重その他の使 用条件に対 して適切な機 械的強度及び 化学的成分を 有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVC- 2110～ 2120、 2210	PPC- 2120、 2170、 2220	PMC-2110、 2120	VVC-2110、 2120	SSC-2110、 2120	(対象外)
ロ (略)	(略)								ロ (略)	(略)							
ハ (略)	(略)								ハ (略)	(略)							
第3号 (略)	(略)								第3号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)								イ (略)	(略)							
ロ 工学的安 全施設に属す るクラス3機 器に使用する 材料にあって は、当該機器 の最低使用温 度に対して適 切な破壊じん 性を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM-3110 ～3360	(対象外)	PVD-2310 ～2330	PPD-2310 ～2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	ロ 工学的安 全施設に属す るクラス3機 器に使用する 材料にあって は、当該機器 の最低使用温 度に対して適 切な破壊じん 性を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM-3110 ～3360	(対象外)	PVD-2310 ～2330	PPD-2310 ～2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
第4号 (略)	(略)								第4号 (略)	(略)							
第5号 (略)	(略)								第5号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)								イ (略)	(略)							
ロ 原子炉格 納容器又は原 子炉格納容器 支持構造物の 最低使用温度 に対して適切 な破壊じん性 を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM- 3110、 3220～ 3360	(対象外)	PVE- 2310、 2320、 2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2310 ～2330	(対象外)	ロ 原子炉格 納容器又は原 子炉格納容器 支持構造物の 最低使用温度 に対して適切 な破壊じん性 を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM- 3110、 3220～ 3360	(対象外)	PVE- 2310、 2320、 2330 (2333～ 2334)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2310 ～2330	(対象外)
第6号 (略)	(略)								第6号 (略)	(略)							
第7号 (略)	(略)								第7号 (略)	(略)							
第8号 (略)	(略)								第8号 (略)	(略)							
イ～ル (略)	(略)								イ～ル (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (改正)							
第9号 (略)	(略)						
イ クラス2 機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVC-3010, 3020 3110~ 3170, 3210~ 3240, 3310~ 3720 3910~ 3990, 4110	PPC-3110 3410 ~ 3415.2 3420 ~ 3430 3520, 3723~ 3910	PMC-3110 ~3720	VVC-3010, 3020, 3110~ 3410	(対象外) (対象外)
ロ～ホ (略)	(略)						
第10号 (略)	(略)						
イ (略) ロ (略)	(略)						
ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3120 (3122, 3123, 3124.2), 3180, 3610, 4120)	PPD-3110, 3410 (3411, 3415.2) 3723~ 3910	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
第11号 (略)	(略)						
第12号 (略)	(略)						
イ 原子炉格納容器 (口に掲げる部分を除く。)にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3210, 3220, 3230~ 3290, 3310, 3320, 3330~ 3530 3610 (3611, 3613) 3710, 3720, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
ロ～チ (略)	(略)						
第13号 (略)	(略)						
第14号 (略)	(略)						
第15号 (略)	(略)						

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (現行)							
第9号 (略)	(略)						
イ クラス2 機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVC-3010, 3020 3110~ 3170, 3210~ 3240, 3220~ 3240, 3310~ 3720 3910~ 3990, 4110	PPC-3110 3410 ~ 3415.2 3420 ~ 3430 3520, 3723~ 3910	PMC-3110 ~3720	VVC-3010, 3020, 3110~ 3410	(対象外) (対象外)
ロ～ホ (略)	(略)						
第10号 (略)	(略)						
イ (略) ロ (略)	(略)						
ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3120 (3122, 3123, 3124.2, 3180), 3610, 4120)	PPD-3110, 3410 (3411, 3415.2) 3723~ 3910	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
第11号 (略)	(略)						
第12号 (略)	(略)						
イ 原子炉格納容器 (口に掲げる部分を除く。)にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3210, 3230~ 3290, 3310, 3320, 3330~ 3530 3610 (3611, 3613) 3710, 3720, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
ロ～チ (略)	(略)						
第13号 (略)	(略)						
第14号 (略)	(略)						
第15号 (略)	(略)						

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (改正)

別表-1-2

注記
 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00,000のもの)は適用される。
 ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は()で限定。

規則と日本機械学会「設計・建設規格2012」との対応表

規則第17条	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012年版)							
	第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持 構造物 (CSS)
	2000番台: 引張試験 3000番台: 破壊靱性 試験	2000番台: 垂直UT 3000番台: 斜角UT 4000番台: RT 5000番台: ECT 6000番台: MT 7000番台: PT	2000番台: 材料 3000番台: 設計 4000番台: 製造	2000番台: 材料 3000番台: 設計 4000番台: 製造	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計
第1号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)							
ロ クラス1 容器に使用する 材料にあつては、 当該容器が使用さ れる圧力、温度、 放射線、荷重 その他の使用 条件に対して 適切な破壊じん 性を有する ことを機械試験 その他の評価 方法により 確認したもので あること。	GTM- 3110, 3220~ 3360	(対象外)	PVB- 2310, 2320, 2330 (2331~ 2332.1)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
ハ (略)	(略)							
ニ (略)	(略)							
第2号 (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (現行)

別表-1-2

注記
 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00,000のもの)は適用される。
 ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は()で限定。

規則と日本機械学会「設計・建設規格2012」との対応表

規則第17条	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012年版)							
	第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持 構造物 (CSS)
	2000番台: 引張試験 3000番台: 破壊靱性 試験	2000番台: 垂直UT 3000番台: 斜角UT 4000番台: RT 5000番台: ECT 6000番台: MT 7000番台: PT	2000番台: 材料 3000番台: 設計 4000番台: 製造	2000番台: 材料 3000番台: 設計 4000番台: 製造	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計	2000番台: 材料 3000番台: 設計
第1号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)							
ロ クラス1 容器に使用する 材料にあつては、 当該容器が使用さ れる圧力、温度、 放射線、荷重 その他の使用 条件に対して 適切な破壊じん 性を有する ことを機械試験 その他の評価 方法により 確認したもので あること。	GTM- 3110, 3220~ 3360	(対象外)	PVB- 2310, 2320, 2330 (2331~ 2332.1, 2331.1, 2331.2)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
ハ (略)	(略)							
ニ (略)	(略)							
第2号 (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (改正)									実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (現行)								
イ クラス2 機器又はクラ ス2支持構造 物が、その使 用される圧 力、温度、荷 重その他の使 用条件に対 して適切な機 械的強度及び 化学的成分を 有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVC- 2110、 2120、 2210	PPC- 2120、 2170、 2220	PMC-2110、 2120	VVC-2110、 2120	SSC-2110、 2120	(対象外)	イ クラス2 機器又はクラ ス2支持構造 物が、その使 用される圧 力、温度、荷 重その他の使 用条件に対 して適切な機 械的強度及び 化学的成分を 有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVC- 2110～ 2120、 2210	PPC- 2120、 2170、 2220	PMC-2110、 2120	VVC-2110、 2120	SSC-2110、 2120	(対象外)
ロ (略)	(略)								ロ (略)	(略)							
ハ (略)	(略)								ハ (略)	(略)							
第3号 (略)	(略)								第3号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)								イ (略)	(略)							
ロ 工学的安 全施設に属す るクラス3機 器に使用する 材料にあって は、当該機器 の最低使用温 度に対して適 切な破壊じん 性を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM-3110 ～3360	(対象外)	PVD-2310 ～2330	PPD-2310 ～2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	ロ 工学的安 全施設に属す るクラス3機 器に使用する 材料にあって は、当該機器 の最低使用温 度に対して適 切な破壊じん 性を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM-3110 ～3360	(対象外)	PVD-2310 ～2330	PPD-2310 ～2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
第4号 (略)	(略)								第4号 (略)	(略)							
第5号 (略)	(略)								第5号 (略)	(略)							
イ (略)	(略)								イ (略)	(略)							
ロ 原子炉格 納容器又は原 子炉格納容器 支持構造物の 最低使用温度 に対して適切 な破壊じん性 を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM- 3110、 3220～ 3360	(対象外)	PVE- 2310、 2320、 2330	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2310 ～2330	(対象外)	ロ 原子炉格 納容器又は原 子炉格納容器 支持構造物の 最低使用温度 に対して適切 な破壊じん性 を有するこ とを機械試験 その他の評価 方法により確 認したもので あること。	GTM- 3110、 3220～ 3360	(対象外)	PVE- 2310、 2320、 2330 (2333～ 2334)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2310 ～2330	(対象外)
第6号 (略)	(略)								第6号 (略)	(略)							
第7号 (略)	(略)								第7号 (略)	(略)							
第8号 (略)	(略)								第8号 (略)	(略)							
イ～ル (略)	(略)								イ～ル (略)	(略)							

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (改正)							
第9号 (略)	(略)						
イ クラス2 機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVC-3010, 3020 3110~ 3170, 3210~ 3240, 3310~ 3720 3910~ 3990, 4110	PPC-3110 3410 ~ 3415.2 3420 ~ 3430 3520, 3723~ 3910	PMC-3110 ~3720	VVC-3010, 3020, 3110~ 3410	(対象外) (対象外)
ロ～ホ (略)	(略)						
第10号 (略)	(略)						
イ (略) ロ (略)	(略)						
ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3120 (3122, 3123, 3124.2), 3180, 3610, 4120)	PPD-3110, 3410 (3411, 3415.2) 3723~ 3910	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
第11号 (略)	(略)						
第12号 (略)	(略)						
イ 原子炉格納容器 (口に掲げる部分を除く。)にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3210, 3220, 3230~ 3290, 3310, 3320, 3330~ 3530 3610 (3611, 3613) 3710, 3720, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
ロ～チ (略)	(略)						
第13号 (略)	(略)						
第14号 (略)	(略)						
第15号 (略)	(略)						

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (現行)							
第9号 (略)	(略)						
イ クラス2 機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVC-3010, 3020 3110~ 3170, 3210~ 3240, 3220~ 3240, 3310~ 3720 3910~ 3990, 4110	PPC-3110 3410 ~ 3415.2 3420 ~ 3430 3520, 3723~ 3910	PMC-3110 ~3720	VVC-3010, 3020, 3110~ 3410	(対象外) (対象外)
ロ～ホ (略)	(略)						
第10号 (略)	(略)						
イ (略) ロ (略)	(略)						
ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3120 (3122, 3123, 3124.2, 3180), 3610, 4120)	PPD-3110, 3410 (3411, 3415.2) 3723~ 3910	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
第11号 (略)	(略)						
第12号 (略)	(略)						
イ 原子炉格納容器 (口に掲げる部分を除く。)にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3210, 3230~ 3290, 3310, 3320, 3330~ 3530 3610 (3611, 3613) 3710, 3720, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外) (対象外)
ロ～チ (略)	(略)						
第13号 (略)	(略)						
第14号 (略)	(略)						
第15号 (略)	(略)						

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）
(略) 別記－ 3	(略) 別記－ 3
(略) 別記－ 4	(略) 別記－ 4
(略) 別記－ 5	(略) 別記－ 5
(略) 別記－ 6	(略) 別記－ 6
(略) 別記－ 7	(略) 別記－ 7